

水産業振興プラン(案)

東京における持続可能な漁業の実現と水産業の競争力強化

令和3(2021)年4月

東京都

目 次

序 章 水産業振興プランの基本的な考え方	1
第 1 章 産業を取り巻く状況	2
第 2 章 東京の水産業の現状	7
第 3 章 東京の水産業の目指す方向	17
第 4 章 東京の水産業の振興の方策	21
基軸 1 資源の持続性に配慮した漁業の推進	23
基軸 2 水産業の成長産業化に向けた取組の推進	31
基軸 3 多様なセクターとの連携強化による多面的機能の発揮	47
基軸 4 コロナ禍による市場変化への対応	55
資料編	
都民のみなさまからのご意見	
前プランの主な取組と成果	
東京都農林・漁業振興対策審議会（概要）	

序章 水産業振興プランの基本的な考え方

1 本プランの位置付け

平成 26 年 3 月に策定した現行の「水産業振興プラン」（以下「プラン」という。）は、平成 26 年（2014）年 4 月から令和 5 年（2023）年までの 10 年間の計画期間としていますが、社会経済情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを図ることとしています。

現行プランの策定以降、東京都（以下「都」という。）は、資源、経営、流通・消費、多面的機能の視点から持続可能な水産業を実現する施策を展開してきました。

しかし、東京の水産業は、漁業者の急速な減少や高齢化に加え、漁獲がキンメダイに偏重し、その資源も減少傾向にあるなど、持続的な発展を遂げていくうえで多くの不安材料を抱えています。

また、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、「新しい生活様式」、「新しい日常」に対応した水産業のあり方についても模索していく必要があります。

さらに国は、平成 30 年 12 月に水産資源の管理強化と水産業の成長産業化に向け 70 年ぶりとなる漁業法の大幅な改正を行い、魚種ごとに年間の漁獲可能量を定め管理する漁獲可能量（Total Allowable Catch）制度（以下「T A C」という。）などを定めた漁業法が令和 2 年 12 月から施行されました。

そこで、水産業を取巻くこれらの課題に対応し、新たな施策を展開するため、プランの改定を行うこととしました。

都は、プラン改定に先立ち、令和 2 年 1 月に東京都農林・漁業振興対策審議会に対して「東京における持続可能な漁業と水産業の競争力強化」について諮問を行い、都が果たすべき役割などについて、同年 12 月に答申を受けました。

本プランは、答申の実現に向け、今後都が重点的に取り組む施策などを明らかにするとともに、都民、漁業者、漁業協同組合（以下「漁協」という。）、区市町村などと共有し、相互の連携や各主体の取組の促進を期待するものです。

2 計画期間

本プランは、令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間の計画としていますが、社会経済情勢の変化に対応するため、必要に応じて計画期間中の見直しを図ります。